

社会福祉法人福栄会に対する 品川区助成金交付要綱

平成元年3月30日区長決定 要綱第17号
平成7年2月14日一部改正 要綱第6号
平成16年5月10日一部改正 要綱第77号
平成21年3月31日一部改正 要綱第215号
平成27年3月31日一部改正 要綱第298号

(趣 旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人福栄会(以下「福栄会」という。)が実施する社会福祉施設整備事業等に要する経費の助成について必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉施設等建設事業
- (2) 社会福祉施設等設備整備事業
- (3) 独立行政法人福祉医療機構からの借入金償還事業
- (4) 法人運営事業

(助成の金額)

第3条 助成金の交付額は、次表の定めるとおりとする。

| 区 分 | 助 成 基 準 額 | 控 除 対 象 金 額 | 助 成 金 額 |
|---|--|---|--------------------------------|
| 社 建 会 設 福 設 祉 事 施 業 設 等 業 | 次の経費のうち区長が施設の設置に必要と認める金額 (1) 主体工事費 (2) 暖房設備工事費 (3) 昇降機設備工事費 (4) スプリンクラー設備工事費 (5) その他の工事費 (6) 設計監理費 | 法人の収入金額となるべき下記の金額合計額 (1) 国庫補助金 (2) 東京都補助金 (3) 独立行政法人福祉医療機構借入金 (4) 寄付金その他の収入金額 | 助成基準額から控除対象額を差し引いた額の範囲で区長が定める額 |

| | | | |
|------------------------|--|---------------------------------|---------|
| 社会福祉施設等設備整備事業 | 次の経費のうち区長が必要と認める金額 (1) 一般備品・消耗品費 (2) 機能回復訓練器具費 | 上記に同じ | 上記に同じ |
| 独立行政法人福祉医療機構からの借入金償還事業 | 独立行政法人福祉医療機構の元利合計金額 | 償還期間内において、法人が東京都の利子助成により助成される金額 | 上記に同じ |
| 法人運営 | 次の経費のうち区長が法人の運営に必要と認める金額 (1) 運営経費 (2) 運用財産 | | 区長が定める額 |

(助成金の交付申請)

第4条 福栄会は、この要綱により助成金を受けようとするときは、社会福祉施設等建設事業、社会福祉施設等設備整備事業および法人運営事業については事業計画が確定した後に、独立行政法人福祉医療機構からの借入金償還事業については当該年度に償還すべき元利合計額の確定した後に、助成金交付申請書(第1号様式)を区長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 区長は、前条の規定による申請を受理したときは、これを審査し、交付するものと決定したときは助成金交付決定通知書(第2号様式)を福栄会に送付するものとする。

(助成金請求書の提出)

第6条 福栄会は、交付決定を受けた助成金について請求書(第3号様式)に関係書類を添付して区長に提出しなければならない。

(助成金の交付時期)

第7条 助成金の交付時期は次に掲げるとおりとする。ただし、助成事業の遂行上必要があると認めるときはこの限りではない。

- (1) 社会福祉施設等建設事業
計画されたそれぞれの工事が完了したとき。
- (2) 社会福祉施設等設備整備事業
計画されたそれぞれの工事が完了したとき。
- (3) 独立行政法人福祉医療機構からの借入金償還事業
当該年度に償還すべき元利合計額の納付期限の日の属する月。
- (4) 法人運営事業
当該年度の事業計画が確定した後。

(事情変更による決定の取消等)

第8条 区長は、この助成金の交付決定後の事情変更により、必要があると認めるときは、この決定の全部もしくは一部を取消しまたはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

(承認事項)

第9条 福栄会は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

- (1) 助成事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 助成事業を中止し、または廃止しようとするとき。
- (4) 交付された助成金から生じた利息の処分をしようとするとき。

(助成事業の完了時期)

第10条 助成事業は、助成金の交付決定に係る会計年度中に完了しなければならない。

(事故報告)

第11条 福栄会は、助成事業が予定期間内に完了しない場合または遂行が困難となった場合はその理由および遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 区長は、助成事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、福栄会に対し助成事業の進捗状況について報告させることができる。

(助成事業の遂行命令)

第13条 区長は、助成事業がその決定内容または助成条件に従って遂行されないと認めるときは、福栄会に対しこれらに従って遂行するよう命ずることができる。

2 区長は、福栄会が前項の命令に違反したときは当該助成事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第14条 福栄会は、助成事業が完了したとき、助成事業が予定の期間内に完了しないまま助成金の交付の決定に係る会計年度が終了したときまたは助成事業の廃止の承認を受けたときは、それらの事実があったときから10日以内に助成事業の助成金事業実績報告書(第4号様式)を提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第15条 区長は、前条の実績報告の審査および必要に応じて行う現地調査等により助成事業の成果が、助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは交付すべき助成金の額を確定し通知する。

(是正のための措置)

第16条 前条の調査の結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命じることができる。

2 第14条の実績報告は、前項の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

(決定の取消)

第17条 区長は、福栄会が次の各号の一に該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

(助成金の返還)

第18条 福栄会は、第8条または前条の規定により助成金の交付決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、区長の指示するところによりその金額を返還しなければならない。

2 前項の規定は、交付すべき助成金の額を確定した場合において、すでにその額をこえる助成金が交付されているときも適用する。

(違約加算金)

第19条 福栄会は、第17条の規定により助成金の交付決定の全部または一部を取消され、その返還を命ぜられた場合においては助成金の交付を受けた日から納付の日までの日数に応じ当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額。)につき年10.95%の割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(延滞金)

第20条 福栄会は、第18条の事由により助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じその未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(他の助成金等の一時停止等)

第21条 区長は、福栄会が助成金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該助成金、違約加算金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、他の助成事業について交付すべき助成金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止しまたは当該助成金等と未納付額とを相殺するものとする。

(財産処分の制限)

第22条 福栄会は、助成金により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに助成金により取得した取得価格50万円以上または効用の増加価格50万円以上の機械器具等については、「補助事業により取得した財産の処分制限期間」(昭和41年7月15日厚生省告示350号)に定める期間を経過するまで区長の承認を受けないで、この助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、または担保に供してはならない。

(財産の管理義務)

第23条 福栄会は、この助成金により取得しまたは効力の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分に伴う収入の納付)

第24条 区長は、福栄会が区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を区に納付させることができる。

(関係書類の整理保管)

第25条 福栄会は、この助成金の収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該

帳簿および証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(委任)

第26条 この要綱の施行について、必要な事項は福祉部長が定める。

付則

この要綱は、平成元年3月30日から施行する。

付則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

(第1号様式)

年 月 日

品川区長様

住所
社会福祉法人 福栄会
理事長

年度 社会福祉法人福栄会助成金交付申請書

社会福祉法人福栄会に対する品川区助成金交付要綱に基づき、助成金を交付されたく関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 助成金交付申請額

円

2. 添付書類

(1)

年度 助成金事業計画書

(2)

年度 助成金収支予算書

(第2号様式)

年 月 日

社会福祉法人 福栄会
理事長

品川区長

年度 社会福祉法人福栄会に対する
品川区助成金の交付決定について

年 月 日付で申請のあった 年度助成金交付について審査の結果、
下記のとおり交付額を決定したので通知します。

記

1. 助成金交付総額 円
2. 助成金交付時期 年 月 日
3. 交 付 条 件

(第3号様式)

年 月 日

品川区長様

住所
社会福祉法人 福栄会
理事長

年度 社会福祉法人福栄会に対する
助成金交付請求書

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった 年度社会福
祉法人福栄会に対する助成金として、下記の金額を請求いたします。

記

金 円

(第4号様式)

年 月 日

品 川 区 長 様

住所
社会福祉法人 福栄会
理事長

年度 社会福祉法人福栄会助成金事業実績報告書

社会福祉法人福栄会に対する品川区助成金交付要綱に基づき、交付を受けた事業が終了したので、関係書類を添えて報告いたします。

記

1. 年度 助成金報告書
2. 年度 助成金決算書